

手書きで診療報酬請求書等を作成する医療機関等における

配慮措置に係る事務処理について

後期高齢者医療制度については、現役世代の負担上昇をできるだけ抑え、全世代型社会保障を推進する観点から、令和4年10月1日より、一定以上の所得を有する方の医療費の窓口負担割合を2割とするとともに、2割負担への変更に
より影響が大きい外来療養（訪問看護を含む。）を受けた方について、施行後3
年間、高額療養費の枠組みを利用して、1ヶ月分の負担増が最大でも3,000
円に収まるような配慮措置を導入することとしました。

この配慮措置は高額療養費の仕組みで行われるものであり、同一の月・同一の
医療機関等における受診について、外来受診での窓口負担の増加が3,000円
に達した場合は、窓口負担の増加が3,000円に収まるよう、それ以上窓口で
払わなくてよい取り扱い（いわゆる「現物給付」）とし、同月中のそれ以降の診
療においては、1割負担分のみを窓口で払うことになっております。

今般、現物給付での対応を原則としつつ、手書きで診療報酬請求書等を作成す
る医療機関等に関し、当該医療機関等の状況に応じ、やむを得ない場合には、以
下の対応を行った上で、配慮措置の現物給付を行わないこととして差し支えな
いことになりました。

この場合、1ヶ月の負担増を3,000円までに抑えるための差額は、後期高
齢者医療広域連合から当該医療機関等患者に対し、後日、高額療養費として払い
戻すことになります。

- (1) 診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載に当たっては、配慮措置の現
物給付がないものとして取り扱い、窓口において2割の負担を求めたもの
として記載すること。なお、通常の高額療養費上限額（2割負担の場合、
18,000円）に到達する場合には、必要な現物給付を行った上で、適切
に記載すること。
- (2) 診療報酬請求書及び診療報酬明細書の双方の上部余白に「2割」と朱書
きで記載すること。
- (3) 別添のリーフレットにより、患者に対して、配慮措置の現物給付を行わ
ない旨を院内掲示等により表示すること。